

令和2年度第1回 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議

日時：令和2年10月29日（木）

場所：書面開催

会 次 第

1 開 会

2 議 事

報告事項

- ア 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況について 【資料1】
- イ 令和元年度地域医療構想調整会議の結果について 【資料2】
- ウ 令和2年度川薩・出水保健医療圏地域医療構想に関する現状把握のための調査について（結果報告） 【資料3】

協議事項

- ア 個別の医療機関の機能別専門部会における協議結果について（出水圏域） 【資料4】
- イ 今後の協議の進め方について 【資料5】

3 その他

- ア 第7次医療計画（中間見直し）及び第8期介護保険事業（計画）の整合性に係る「協議の場」の開催について 【資料6】
- イ 病床の機能分化・連携支援事業について（基金事業） 【資料7】
- ウ 北薩保健医療圏地域医療構想調整会議における委員の所属先変更について 【資料8】
- エ 新型コロナを踏まえた医療提供体制について 【資料9】
- オ 新たな病床機能の再編支援について 【資料10】
- カ 第7次医療計画の中間見直しにおける追加的需要に対する在宅医療の考え方について 【資料11】

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

R2.9.1現在

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
郡市医師会	川内市医師会	会長	久留 敏弘	
	薩摩郡医師会	会長	堀之内 都基	
	出水郡医師会 (介護支援専門員協議会出水支部)	会長 (支部長)	來仙 隆洋	
市郡歯科医師会	薩摩川内市歯科医師会	会長	林 廣昭	
地区薬剤師会	出水郡薬剤師会	会長	瀬野浦 格	
地区看護協会	鹿児島県看護協会出水地区	地区長	溝下 晴美	
市町長	薩摩川内市	市長	岩切 秀雄	
	さつま町	町長	日高 政勝	
	阿久根市	市長	西平 良将	
	出水市	市長	椎木 伸一	
	長島町	町長	川添 健	
代表性を考慮した病院・診療所、 主な疾病に関する学識経験者等 及び 介護保険事業者、 保険者等	川内市医師会立市民病院	院長	石部 良平	
	薩摩郡医師会病院	院長	相良 久治	
	出水郡医師会広域医療センター	院長	今村 博	
	済生会川内病院	院長	嵯山 敏男	
	クオラリハビリテーション病院	院長	松下 兼一	
	出水総合医療センター	院長	花田 法久	
	市比野記念病院 (介護支援専門員協議会川薩支部)	理事長 (支部長)	黒田 篤	
	森園病院	副理事長	江畑 浩之	
	鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会 (いずみ川薩支部)	理事長 (支部長)	古城 順子	
	全国健康保険協会鹿児島県支部	支部長	大坪 信一	
保健所	北薩地域振興局 保健福祉環境部 (川薩保健所)	保健福祉 環境部長	揚松 龍治	

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想」（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 北薩地域保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員22名以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから北薩地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

2 補欠又は増員により選出された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

4 委員は再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。

3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。

3 第4条、第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は、専門部会において準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」となるのは、「副部会長」と読み替えるものとする。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、その者が指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会運営要領

(目的)

第1条 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）設置要綱第7条の規程に基づき、北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次の事項について検討する。
(1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
(2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
(3) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(組織)

第3条 専門部会は、各構想医療圏ごとに、病床機能別、疾患別に設置する。
2 病床機能別専門部会は、次の4部会とする。
(1) 高度急性期・急性期専門部会
(2) 回復期専門部会
(3) 慢性期専門部会
(4) 在宅医療専門部会
3 疾患別専門部会は、次のとおりとし、他の疾患でも必要とする場合は、調整会議に諮り決定し設置することができる。
(1) 脳卒中専門部会
(2) 急性心筋梗塞専門部会
(3) がん専門部会
4 各専門部会は、部会委員10人以内で組織する。
5 部会委員は、各構想医療圏の中から各医師会長が指名する。
6 各専門部会長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。
7 必要な場合は、各専門部会を合同で開催することができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。
2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会は、調整会議議長がこれを招集する。
2 部会長は、専門部会の開催後、その結果を調整会議に報告するものとする。

(報償費及び旅費)

第6条 部会員（代理出席を含む）には、「報償費」及び「旅費」を支給しない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年12月11日から施行する。